

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG（第2回）

議事録

■日時 2023（令和5）年8月31日（木） 10：00～12：00

■場所 Web 会議形式

■議事

1. 開会（挨拶）

2. 議事

（座長）

- ・ 皆さん、おはようございます。座長の高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ・ 本日は第2回目になりますが、お蔭さまで第1回において様々なご意見を頂き、少しずつ国土交通省の骨子案がまとまってまいりました。まだまだこれから議論しなければいけない部分がたくさんありますし、乗り越えなければいけない課題もありますので、よろしくお願いいたします。
- ・ ご承知のようにバリアフリーの基準をつくるにあたっては、これまでの常識的な部分から少し変えていくことが必要になります。法制度としては従来基準ではないが、利用者・市民、あるいは当事者の立場からすると、ごくごく当たり前の部分だということもあるかと思えます。そういうものを含めて、本日も皆様には活発なご意見を頂きたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

（1）前回WGでの主な意見と対応方針（案）（資料2）

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 第1回WGでの主な意見と対応方針（案）一覧

（座長）

- ・ 資料説明、ありがとうございました。
- ・ それでは、資料2の前の第1回のとりまとめ、対応方針について、質疑応答をお願いします。どなたからでも結構ですのでご意見をお願いします。

（委員）

- ・ ご紹介頂いた海外の基準のトイレに関して、アメリカが1以上と記載されていますが、これは各お店に対して1以上というものだと私は理解しています。アメリカはどこに行っても、どのお店でも車椅子が使えるトイレがあります。小さいお店でトイレが1つしかない場合でも、そこは必ず車椅子で入れる広さのトイレになっていますし、一般のトイレに行けば必ず男女のトイレそれぞれに車椅子で入れるトイレがあります。トイレに行けば車椅子の人も必ず使えるという状況ですので、日本の1以上と同じではないと思いました。
- ・ スタジアムについて、多くは建築設計標準で対応との回答でしたが、席数だけでなく、サイトライン、前の手すりの高さ、同伴者が横に座る、水平垂直分散するというのも、席数とあわせてセットで決める必要があります。現在の状況だとサイトラインの確保が義務基準ではありません。見えない席を幾らつくってもそれでは意味がない。席数と同時にサイトライ

ンの確保、手すりの高さ、同伴者が隣に座る水平垂直分散というのは必ず必要だと思います。義務基準での検討をお願いします。

- ・ 映画館について、100席程度の小さいホールの場合、前回もお話しましたが、最前列の一番横のほうにしか車椅子用客席がなく非常に見にくい。これはとてもよいとは思えませんので、設計標準ではなくて義務基準で検討して頂きたいと思います。
- ・ また、客席だけでなく、全体についても目を向ける必要があると思います。今年の春に北海道のボールパークができましたが、車椅子利用者から非常に評判が悪いです。なぜなら、サイトラインが確保されてないなど車椅子席の問題もあるのですが、建物の中のレストランなどにも段差があって、車椅子で使えないのです。お店やバックヤードを含めて、客席だけでなく全体をユニバーサルにつくるということが必要だと思います。
- ・ 駐車スペースについて、前回もお話しましたが、最低基準は2以上にして、一定規模を超えたら2%ということの基本にして頂きたい。現状、実態は1%程度ですので、そのままではなくて、さらに引き上げるものとして頂きたい。また、昨年まとめたパーキング・パーミットの国の指針では、3.5m幅の車椅子使用者に限定するスペースと、歩行困難者等の優先駐車区画2.5m幅が示されており、分けて設置するのが望ましいとなっています。そういったこともここで決める必要があると思います。
- ・ トイレに関しては、資料3の後に発言します。

(座長)

- ・ 後ほどの議論に供する部分がありました。例えば客席数についての全体の利用者の視点をセットで考えていってほしいということ、これは映画館の場合なども、ある面で同じかだと思います。議論している基準以外の全体としてのバリアフリー化の問題についてもご指摘頂きました。駐車場について、数の確保、現在の誘導基準になっている2%を確保とのご意見がありました。それらも含めて今後の検討に供したいと思います。どうもありがとうございました。
- ・ それでは、これからの議論が非常に重要だと思いますので、次の議事の(2)に入らせて頂きたいと思います。「建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)」について、資料3に基づいて事務局から説明をお願いします。

(2) 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)(資料3)

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 建築物のバリアフリー基準の見直しの方向性(案)

(座長)

- ・ 資料についての補足説明を事務局よりお願いします。

(事務局)

- ・ 若干補足説明を致します。今回義務基準の見直しを検討しておりますが、当初は誘導基準の見直しを行わずに義務基準の見直しを行うと考えておりました。しかし、前回のWGで誘導基準を義務基準とすべきではないかというご意見、あるいは誘導基準を引き上げるべきではないかというご意見を頂きました。義務基準の水準はどうあるべきかを議論する中で、誘導

基準の見直しを一切行わないという前提に立つと、非常に議論が窮屈になり、なかなか思うような議論ができないということに気づかされました。

- ・ 今回、トイレの基準については、一旦具体的な基準案をお示しさせていただきましたが、誘導基準についても変えないという前提に立つのではなくて、どうあるべきかということをきちんと考えていきたいと思い、資料には誘導基準については必要に応じ見直しを検討と記載させて頂きました。
- ・ 駐車場と客席については、今回義務基準について、具体的な案はお示しできていませんが、現行の誘導基準を参考に改正という形で書かせて頂きました。義務基準・誘導基準についても、まずは皆様としっかりと議論を重ねていきたいと考えています。今後、義務基準・誘導基準のあるべき姿について、議論を進めていくこととなりますが、これから申し上げる懸念についてもまず皆さんと共有させて頂いた上で議論ができればと考えています。
- ・ トイレについて、今回示した基準の案は、例えば郊外型のショッピングセンターのように低層で極めて規模の大きいような建物の場合、各階ごととすると、各フロアに1つとなるので、このように平べったくて非常に大きなものなのに義務基準として1でいいのか、どの程度が適正水準なのか。障害当事者の方々、ショッピングセンターを営む方々、設計側など、色々ご意見が分かれるのではないかと考えておりますが、皆様の率直なご意見をお伺いしたいと考えています。
- ・ 駐車場について、極めて駐車台数が多いような大型の商業施設などで、現在の誘導基準をそのまま義務基準にしてしまう場合はどうなのか。例えば、アウトレットモールなどでは駐車台数は6,000台にもなり、今の誘導基準をそのままあてはめると、約60台分の車椅子使用者用駐車場の場所を用意する必要があります。感覚的で申し訳ないのですが、若干多過ぎるのではないかと感じております。駐車台数が多いというのはどの程度かというのはあるのですが、例えば1,000台を超えるようなものについて、どの程度が適正水準なのか、非常に悩んでいるところです。
- ・ 客席について、駐車場と同様かもしれないのですが、例えば客席の数が2,000席を超えるような公会堂などに今の誘導基準をそのまま義務基準化するとすると、大体20席を超える車椅子使用者用のスペース・客席を準備する必要があります。こちらも感覚的な話で申し訳ないのですが、本当にそれが埋まるのか。客席は、販売することでお金を取って収益を考えるものなので、そういったことも含めてよく考える必要があるのではないかと。
- ・ また今の誘導基準で、50席以下の極めて小規模なものについては、誘導基準でさえ1席となります。通常このような客席がある場所に行くときにはペアで行くのではないかと。本当に1席でいいのか、せめて2席くらい必要なのではないかと。
- ・ 以上、幾つか懸念点、論点みたいなことをお話させて頂きましたが、恐らく立場立場で意見が分かれるのではないかとしますので、そこはしっかりと議論して、全体として納得感のある義務基準・誘導基準をつくっていただければと思います。

(3) 意見交換

(座長)

- ・ 資料3の説明、若干の補足説明を頂きました。きょうはまだ途中の段階ですので、結論に至

らないところもあると思いますが、多くの皆さんから、第1回に引き続いてご意見を頂ければと思います。ご発言をお願いします。

(委員)

- ・ 設置数の基準について、初歩的なことかもしれませんが、確認させて顶きたい。事業者の立場からは、誘導基準・義務基準、これが2階建てで出てくるというのは、これから新しい劇場・映画館をつくる際に非常に悩ましい問題となります。各自治体によって、誘導基準を義務基準化するところもあります。誘導基準の定義と義務基準の定義は何で、それに対して新しい映画館をつくる際にどう従っていけばいいのかが、事業者の皆さんが悩まれるところです。それについて教えて頂きたい。

(事務局)

- ・ 義務基準と誘導基準の一番端的な違いは、義務基準は「義務基準を守らないと建築することができない」という極めて強い規制になることです。そこが一番の大きな違いです。誘導基準については、義務基準をカバーしている形になりますので、当然にして建築できるわけですが、誘導基準の場合は支援策があり、誘導基準に適合していると、容積率のボーナスがあるといった仕組みになっています。繰り返しになりますが、義務基準については義務基準を守らないと建築することができない、極めて強い規制になります。

(座長)

- ・ 誘導基準と義務基準の両方をみて設計を進める場合や、最低限の義務基準を遵守して建築確認を受ける場合もあるかと思います。誘導基準については、地方公共団体で独自の委任条例化で義務化することも考えられますので、地域によって少し状況が変わるかもしれません。全国統一のバリアフリー化の部分と自治体によって義務基準が異なるという側面もありますので、それぞれの自治体での条例の動きにあわせて設計に反映していく形になると思います。

(委員)

- ・ 先ほどの補足説明でどのような懸念を持たれているかについて、私たちも理解ができ、より建設的なお話をさせて頂きたいと思いました。
- ・ トイレに関して、今回資料3で示された見直しの方向性は、前回よりも大幅に後退しており、とても驚きました。トイレがある階にはバリアフリートイレが設置される方向と受けとめていたのですが、今回の案では2,000㎡につき1箇所しか設置されないという問題があると思います。アウトレットのようにワンフロアが広いところはそういった考え方もいいかと思いますが、ビルなどではバリアフリートイレが設置されない階が出てしまいます。各階にバリアフリートイレが設置されるのは本当に巨大なビルしかなくなってしまうのではないかと心配です。
- ・ 海外の基準では、例えばアメリカであれば、トイレがあるところはどこでも車椅子が入れるバリアフリートイレがあります。それは街中の一軒家のレストランでも、トイレが1つしかないような小さいところでも、そのトイレは必ず車椅子で入れるバリアフリーのトイレになっています。これはアメリカだけでなく、中米の小さな国、コスタリカでも、法律によって、トイレが1個しかない田舎の小さな食堂でも、車椅子で使えるトイレがちゃんとありました。日本はバリアフリートイレがなくて困ると外国から来た障害者・車椅子ユーザーに言われます。世界では、どんどんトイレが設置されている状況ですので、それを踏まえた基準

に是非して頂きたいと思います。

- ・ 先日、経産省の職員のLGBTの方がトイレの裁判をされていましたが、勤務フロアから2階以上離れた女性用のトイレしか利用が認められないというのは著しく不利益があるという判決でした。私たち車椅子ユーザーは、2階どころか、建物に1つしかトイレがなくて、そこに行くためにエレベーターに乗らなければいけない。そのエレベーターは満員で全然乗れない。一体いつになったらトイレに行けるのかという状況が各地で起きているわけです。この不利益の改善、健常者に比べて著しく不利益がある状況を解決することが必要だと考えています。
- ・ 障害者権利条約では「他の者との平等を基礎として」という言葉がたくさん出てきます。昨年日本の1回目の審査があって、その後、権利委員会から日本政府に（総括所見）勧告が出されましたけれども、この中でアクセシビリティに関しては、障害者団体と緊密に協議して、特に建物のアクセシビリティを確保するために、行動計画や戦略を実施することが求められています。今回示された案は、一般の人は各階にトイレがあるのに、バリアフリートイレは1つしかないという、著しい格差を改善するものには残念ながらなっていないと思います。条約や他の国の状況も踏まえた対応をお願いします。
- ・ 義務基準と誘導基準の2段階で考えることは必要だと思います。場所によっては複数のトイレが設置できないところもあるかもしれませんので、そういった意味で、2階建てで考えるのは1つの方法だと思います。ただ、トイレがある階にはバリアフリートイレをつくって頂きたい。今回義務基準の見直しは、バリアフリー法をつくって初めてトイレの基準を見直すものと思います。条約を批准し、東京オリパラでバリアフリーの取組を進めてきましたが、今回の基準は本当に不十分だと思います。これからも率直に議論をさせて頂いて、良い案に改善して頂けるようにお願いしたいと思います。

（座長）

- ・ 今のご意見に関連して、資料3の1ページの対応方針の改正後の部分をご覧ください。改正後で、便所がある場合、「『便所のある階の数』と『床面積÷2,000㎡』の小さい方の数の車椅子使用者便所を設ける」と記載されていますので、この案では課題はあるものの、現行より後退することはありません。事務局から補足をお願いします。

（事務局）

- ・ 資料3の2ページにある『便所のある階の数』と『床面積÷2,000㎡』の小さい方の数の車椅子使用者便所を設ける」について、なぜこの考え方をもち出したのか、趣旨をご説明させて頂いたほうが、議論が深まるのではないかと思いますので、補足させて頂きます。
- ・ 例えば、建物全体として2,000㎡を超えていて、当然特別特定建築物になるが、各フロアの面積が小さいペンシルビルなど、フロアごとに車椅子使用者用便所を設けるのは難しい場合があるのではないかと懸念しております。そのため、面積2,000㎡で割るという考え方を提示したところですが、1,500㎡で割るのがよいのか、1,000㎡で割るのがよいのかという議論もあります。ただ、基本的な考え方としては、各フロアに1つ以上の車椅子用のトイレと考えています。1フロアの面積、各階のフロアの面積が小さいものについて難しいケースがあるかもしれないということで、こういった考え方をお示しさせて頂きました。

（委員）

- ・ ありがとうございます。各階に2,000㎡以上の面積がないと、各階にバリアフリートイレは設

置されないと理解しましたが合っていますか。

(事務局)

- ・ 違います。資料3の3ページのケース②の場合、地上3階で全体の面積が3,300㎡ですので、各フロアは大体1,100㎡となります。各フロアは2,000㎡を超えていませんが、全体としては3,300㎡あるので、3,300㎡を2,000㎡で割った1.6を切り上げて2となります。便所のある階の数の『3』と、全体の面積を2,000㎡で割った1.6を切り上げた『2』を比べ、小さい方の数の『2』となります。つまり、このケース②では、地上3階3,300㎡の建物の中に2つ以上の車椅子使用者用トイレをつくることになります。
- ・ 階数3のうち、1階と2階に車椅子使用者用トイレを設けて3階にはないのか、あるいは1階と3階に設けて2階にはない、そういったことになると思います。
- ・ 各フロアに2,000㎡ないと、バリアフリートイレがつかないということではありません。

(委員)

- ・ 例えば3階建てで、3フロア全部バリアフリートイレが付く場合は、各フロアが2,000㎡以上、あるいは全体で6,000㎡以上ということが必要ということと理解しました。2,000㎡に満たされていないときは各階にはバリアフリートイレがつかないということなので、それでは不十分だと思います。

(座長)

- ・ ご意見ありがとうございます。もう一つ、実際の法の建付けとして、例えば不特定多数の人たちが利用するようなフロアに対してどういうふうに解釈するかという検討も必要です。単純に面積と階数だけで提示されていますが、それだけでは不自由を解消しきれないケースは出てくると思います。資料3の4ページのケース⑤のホテルのように、中ほどの客室があるフロアなどが義務基準から外れてよいのかという問題も出てくるかもしれません。

(委員)

- ・ ケース②について、確かに細長いビルが想定されると思いますが、その場合エレベーターの数も少ないと思われます。そうするとエレベーターが混んでいて、他の階への移動をしにくいという問題が起こりますので、ケース②の場合でも、ぜひトイレは各階ごととして頂きたい。
- ・ 資料3のケース④の場合、75,000㎡の横にかなり広い建物でバリアフリーの便房の数が3つでは足りないと思います。便所のある階の数ではなくて、便所の数と同じだけバリアフリーの便房が必要です。これから障害者はみんな外に出て行きますので、健常者の人たちがこれだけトイレが必要だという数に合わせてバリアフリートイレも必要です。また、横に広い建物に1箇所しかないということになると、探すのも大変ですし、混雑して使えないのではないかと非常に心配です。見つけやすいように場所を図で表示すればよいという意見もありますが、実際には探すのが大変だという状況があるので、便所のある階の数ではなくて、便所の数に合わせてバリアフリーの便房をつくるように考えてもらいたいと思います。

(座長)

- ・ ご指摘頂いたように、2ページの右上にある義務基準の方向性の案で、10,000㎡を超え階数が少ない部分ではこの数でよいのか。便所のある階かつ2,000㎡で割るという案もあるかもしれませんが、それらも含めて、用途や規模も含めた検討、考察が必要になるかもしれません。

(委員)

- ・ 劇場ですと、女性の便房を増やしてくださいという要望があります。トイレの配置の問題として、通常の健常者用男女トイレのすぐ近くにバリアフリートイレを置くというようなわかりやすい配置も必要と感じました。設置される場所、位置について、「誘導基準内が望ましい」ということが可能なかどうか、伺いたいと思います。
- ・ ホールのロビー等に、周りを簡易的なパーテーションで仕切った車椅子トイレをつくっている劇場も見受けられるのですが、例えばこれが義務基準になれば、施設改修のときなどに早急に各自治体は取り組まないといけなくなるのではと思いました。

(座長)

- ・ まだ検討の途中ですが、位置について、先ほどの商業施設、劇場に限らず、トイレブロックに対して各車椅子対応トイレを1つ以上設けるという考えもあると思います。一方で劇場などの場合ですと、客席がない階への対応、客席の分散化など、客席との関係などにも配慮しながら、さらに詰めていく必要があると思います。

(委員)

- ・ この協議では「車椅子使用者用便房」について検討していますが、実際には多目的なトイレとしてつくられていて、例えばオストメイト障害者も使えるトイレが併設されている車椅子使用者向けトイレが大多数だと感じています。車椅子を使用されている方々はみなさんトイレが足りない、足りないと言っている段階で、オストメイト障害や乳幼児を伴ったベビーカーを使用する方々も使うような多目的トイレとして設置するのであれば、絶対数は足りないと感じます。「バリアフリートイレ」という名称なのか、「ユニバーサルトイレ」を目的にするトイレかなど、施設側の便所の設置目的によっても変わるとは思いますが、現実的には障害者も含めたお子さん連れの方々も使用するのが慣例、通例ですので、その点も考慮して設置数を考えて頂きたいと思います。
- ・ 駐車場について、路面に車椅子マークなどを大きく書いて車椅子障害者向けの駐車スペースであることを案内していますが、せっかく入口の近くにそういうスペースを設けても、北海道は雪が降るとマークが全く見えなくなってしまう。もちろん、雪が降っていなくてもそこに車を停めてしまうと路面のマークが見えなくなり、他のお客さんからわからなくなる。そのため、側面とか、後ろの壁がある建物内の駐車スペースには、壁などに大きなマークをつけて頂きたいと思います。また路外の、外の駐車スペースを設ける場合は、標識的なものを設けて頂くよと思います。地域性を考慮するという事も記載されておりましたので、そのような観点から意見を申し上げさせて頂きました。

(座長)

- ・ トイレについては、2007年頃からの建築設計標準等の見直しの検討の中で、誰もが利用できる多目的トイレ、いわゆるかつてのユニバーサルトイレを多くの方が利用することによって、本当に広いスペースを利用する人が利用できなくなることがあり、機能分散の方針をかなり強く掲げているところですが、乳幼児連れの人たち向けの整備、あるいは法に基づくオストメイト対応のトイレのブースを整備するということはしっかりと対応しなければいけないと進めているところです。
- ・ 駐車場の標識については、建築設計標準のガイドラインの中で、縦型の立札形式のもの、駐

車中でも見える配慮などについて記述しているところです。

(委員)

- ・ 4 ページのケース④、地上3階で75,000㎡などのショッピングモールのトイレの数について、あるべき姿としては、便房がある場所には多機能トイレ等を設置するべきというのが私の意見です。何故かという、私が知っているショッピングモールでは、便房に多機能トイレが設置されてあることがわかっているので、広いショッピングモールであっても安心して利用ができます。それが、例えば行ったところに多機能トイレ等がなかったりすると、かなり混乱するシチュエーションになるのではないかと思います。便房がそこに行ったらあるという安心感はとても大事だと思います。ただ、数字的に3つ、便所のある階の数だけということではなく、義務基準についても少し多くできるような形にして頂ければと思います。

(座長)

- ・ 今回の基準改正は全ての用途に一律にかかってくるものになります。今指摘のあった大型の商業施設系、大規模なデパートなどは、当然事業者の判断に基づいて誘導基準を超えた車椅子対応トイレの整備などが現実的にはできておりますし、トイレブロックごとに車椅子利用者用対応の便房、乳幼児連れ対応の便房やオスメイト対応の便房が配備されているという水準になっているかと思います。一方で法的な最低基準として設定するとき、全て一律の部分について少し工夫が必要になるというご指摘かと思います。ありがとうございました。
- ・ ご意見がありましたら遠慮なくご発言頂ければと思います。全体の方向性についてのご感想でも構いません。どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

- ・ ぜひ事業者側の皆様方からのご意見も伺いたいところです。
- ・ 先ほど、一般の人は各階にトイレがあるのに車椅子使用者は限られていることが多いと、そこに格差がある、というご意見に対して、それは格差とは言えないと反論できる明確な論拠、何かそういう根拠があるかなと考えてみたのですが、なかなかそれに対する回答が私の中では見えませんでした。利用の平等ないしは利便性の平等ということをベースとした場合、それと義務基準を結びつけることはできるのだろうかと考えさせられました。
- ・ 特にペンシルビルのような、縦のボリュームはあるが非常に限られた各階の面積の中で、そこに各階のバリアフリートイレを設置するのはなかなか負担が大きいのではないかとご意見もありました。それは私も感覚的に何となくわかるのですが、その感覚的なものをもう少し説明できるものがないかと思っております。
- ・ 資料3の2ページの右上の図で、例えば便所のある階数が5階で、全体で2,000㎡程度の場合は、5階だけトイレは2カ所あるという状況となります。単純計算で、2,000㎡で5階建てなら各階が400㎡ということになりますが、各階が400㎡のところトイレを1箇所付けるということがどれだけの負担となるのか。例えば各コンビニでは、車椅子対応のトイレが増えてきたと思いますが、200㎡前後のコンビニであっても、設置されるようになってきたという現状において、5階建ての400㎡へのトイレの設置は、どこまで負担なのかという疑問を持ちました。
- ・ 義務基準に加えて誘導基準の見直しも検討していく可能性についてご説明がありましたし、一方で、誘導基準で考えていくと、感覚的にやりすぎではないかという部分が見えてくるこ

との心配など、ご発言ありましたが、まずは誘導基準を義務基準に移行してそこで考えていく。その中で違和感や何か過剰な部分、ないしは過少な部分をどう調整していけるかという検討の仕方もあるのではないかと。明確な何か答えがあるわけではないのですが、私自身が疑問に思ったこと、ないしは今後の進め方として、こんな考え方もあるのではないかとということをお発言させて頂きました。

(座長)

- ・ 今回の義務基準は当然に特別特定建築物を対象にしてかかってきます。誘導基準をまずベースにすること、その中でどこがうまく解決していけるのかについて、さらに深める必要があるというご指摘だったと思います。
- ・ それぞれの業界、用途ごとのトイレ整備の基準、車椅子対応の状況について、数字的に示されていないということもネックになっていて、それぞれの立場でご意見があるところではないかと思えます。このあたりも少し整理をしていく必要があると思えます。

(委員)

- ・ トイレの話とは外れて、車椅子席（観客席）について、車椅子席の数だけでなく、その席のサイトラインが確保されていて、さらに垂直水平分散されていなければ意味がないというご意見がありました。国立競技場の検討したメンバーとして賛同するし納得するところではあるのですが、義務基準として設定することになったとき、難しい点があるのではないかと思いました。具体的には、サイトラインが確保されているかどうかについて、傾斜やフォーカスポイントなど、サイトラインで見えるべきところがどこなのかがスタンドごとにいろいろ変わってくる。水平垂直分散すればそれぞれの場所によっても変わってくる。それを確認申請の審査要件として審査機関が評価しなければいけないと考えたときに、そう簡単ではないのではないかと。スタンドの角度とかフォーカスポイントをどこにするのかといった何かしらのパラメータとしての評価手法がないと義務基準として設定するのはなかなか難しいと思えます。これは設計標準でしっかり述べるということと、できれば事前審査ではないが、当事者団体との審査によってサイトライン確保を評価する、チェックするというような仕組みをつくる必要があると思いました。

(座長)

- ・ サイトラインとセットで考えるというご要望がありましたが、200席、300席レベルですと一般的には土間形式のホールということになります。劇場等でも観客席の勾配が低いと建築設計標準で示しているサイトラインを確保することは難しいです。一定の規模以上、あるいは客席の形式、一定の用途、例えばスポーツ施設に言及するか。アリーナ席ではサイトラインの確保は現実的には必要ないですが、そういうことも含めて少し詰めていく必要があると思いました。

(事務局)

- ・ 今ご指摘頂いたように、サイトラインのことを確認申請の中でどうやって見ていくのかについても、きちんと考える必要があると思えます。実際には行政実務的にはなかなか難しい部分があるのではないかと。そこはまさに設計者の腕の見せどころになると考えていますので、設計標準の中でしっかりと周知をしていくことが現実的などころではないかと考えます。

(委員)

- ・ トイレについて、私が今設計に携わっているのがまさしくペンシルビルで、2,000㎡程度の15階建てのビルになっています。法律上は車椅子利用者用便房を1個付ければよいのですが、我々設計者としては、建物のオーナーにより良い建物をつくって頂くために、車椅子利用者用便房をどこに何個付けるか、議論をしているところです。事業主からは、法律最低限で法律を守ってもらえればよいと言われており、我々設計者としては、中間階にもあったほうがいいのではないかと、あるいは最上階にも分散してはどうか、法律上は1つだけども、15階建てであれば、車椅子利用者がどこでご勤務頂くかわからないということで、設計者としては適切に提案をしているところです。
- ・ 民間のオフィスビル等の建物ということであれば、事業主さんの建てる時の考え方があり、例えばユニバーサルデザインや車椅子に配慮したオフィスビルということでテナント貸しをされることとなります。最低限の義務を過度な義務としてしまうと、実際にペンシルビルの場合は設計ができなくなってしまうので、義務については慎重に決めて頂き、事業主さんと良く話し合いをしてビルの付加価値を協議していく中で、我々設計者のほうでしっかりと設計標準等を鑑みて事業主に提案をし、車椅子利用者の方、そういった方々に配慮するというふうに考えています。

(座長)

- ・ 15階のペンシルビルということでしたが、オフィスビルですか。差し支えなければ、用途を教えてください。

(委員)

- ・ 都内のオフィスビルです。

(座長)

- ・ ありがとうございます。用途によっても法で縛られるものとそうではないものがあると思います。

(委員)

- ・ ショッピングセンターに関して、たくさんご意見が出ておりました。まず、トイレについて、先ほどの事例で示されていますとおり、特に郊外のショッピングセンターについては、低層、高くても3層とか4層ぐらいまでの平面の大規模ショッピングセンターが非常に多いのが事実です。その場合、今回お示しを頂いている階数に応じての基準だと、非常に少ない数なのではないかというご懸念を示されているわけなのですが、主要な会員に一部聞いてみたところ、今回新たに義務化を進めていく場合、できれば面積基準一本化で決めてもらうのがよいという意見が結構多かったです。特別特定建築物の2,000㎡というのが今回基準の対象となるわけですが、ショッピングセンターのように不特定多数の人がたくさんお越しになる施設と、利用者限定のビルとは違うと考えてはどうか。用途に沿ってお客様ニーズ、実情に沿った形で取り組んでいくということは、十分これから検討できるのではないかと意見等もございました。これは協会全体の中で議論している話ではございませんので、今回お示しを頂きました内容等を踏まえて、国交省さんのご懸念等を含め、協会の中で再度広範に意見を詰めていきたいと考えております。現時点では、面積をベースにした考え方でよいのではないかと意見が主要な会員さんにあるということです。
- ・ 郊外のアウトレットモール等で大規模なものについて、駐車場の基準をどうするのかについ

て、ショッピングセンターの場合は、車椅子用の駐車スペースの設置数が比較的進んでいるという状況です。現状1%基準で十分ではないかというよう意見が会員さんからありますので、これを引き上げるということであれば、実情がどうなっているのかについてもう少しお調べ頂いた上で、検討して頂きたいと考えています。

- ・ 駐車場については単に台数だけの問題ではなくて、どこに設置をするかということが大きな課題ではないかと考えています。障害者の皆様からのご要望等もあるかと思しますので、あわせてご検討をお願いできればと思います。

(座長)

- ・ 郊外のショッピングセンターの視点に立つと面積基準でよいのではないかというお話がありました。これは恐らく用途としての特性、業界としての特性ではないかと思えます。駐車場も同じと思えます。

(委員)

- ・ まず、資料3の2ページのトイレの義務基準について、右上の図の床面積が幾ら以上になっても、便所のある階数が1階であれば、便所が1つになるところが少し難しいと思います。他方で、2,000㎡で全て区切る、あるいは便所のある階の数で区切っていくと、ものすごく床面積が狭いところにも便所を設けなければいけなくなる、あるいはそこに車椅子用便所を設けなければいけなくなるときに難しいことが生じる可能性もありますので、例外処理のような形で考えることができないかと思いました。
- ・ サイトラインについて、これはかなり難しいだろうと思います。車椅子席から見えるというだけでなく、その後ろの席から会場が見えるかどうかということを検討していくとなると、設計上はかなりの手数が必要になってきて、それをどこまで確認申請上で確認できるのかというところは非常に危ういと思っています。

(委員)

- ・ 基準に関して、対象が幅広いので、大型商業施設という視点だけではなく、街中のペンシルビルも含めて幅広く捉えており、基準に関する意見はありません。例えばコンビニエンスストアのトイレは、広さの拡大をしたり、設備も充実したり、4～5年前から大手は競うようにそのあたりのことをやっているのを見ておりました。
- ・ 大型ショッピングセンターの新店舗がオープンする場合は最新の設備で出店をされていると思います。大型商業施設の場合には、もちろん基準はきちんと押えるのですが、基準を押えているだけでは、その施設の魅力は出せません。多くのお客様・消費者・生活者にそこを利用頂き、そしてご満足頂くという事業者の経営の観点から考えれば、トイレにしても駐車場にしても、実際には基準を超えて工夫もしていると認識をしています。基準は基準で押えて、法律を守るのは当たり前で、それをはるかに超えていくことも十分意識をしてやっています。
- ・ ショッピングセンターの場合には5年に1回ぐらい定期的に店舗の改装を行うケースがあります。新築あるいはスクラップ・アンド・ビルドの時に新しい基準を反映していくと思いますが、一方で既存建物の改装の時に新しい基準へ変えていくのは課題だと思っています。少なからず基準を超えた形で、設置場所も含めて利用者目線でどのような形が望ましいのかという視点は強く持っています。事業者が超保守的だという認識をもし持たれているということであれば、現にそれが無いとは言いませんが、少なからず私が見たり聞いたり話したりし

ている人の多くは、利用者がより快適に、安心して、あそこの店へ行くと安心だよねという
ような形で使って頂けるような、そういうものを目指しているということを、本日共有させ
て頂きたいと思い発言しました。

(座長)

- ・ 業界としての取組の現状をご紹介頂きました。大変ありがとうございます。

(委員)

- ・ 基準をつくるという意味では、義務基準でやるのか、それを誘導基準に持っていくのか、建物の規模や用途によってそれぞれ変わってくるということで、これから議論を深めていかな
いといけないと思います。一方で基準としてやるのか、それとも設計標準の中でやっていく
のか、その辺の棲み分け線引きもしておかないといけないと感じております。
- ・ 旅館やホテルのトイレについて、資料3の4ページのケース⑤の図では、ロビーとレストラ
ンのフロアにトイレがありますが、客室の部分のトイレがバリアフリー化していることが前
提でないと、これは成立しないと思います。この辺はなかなか基準に書きづらいのだろうと
思いますので、設計標準の中で書かなければいけないのではないかと。また、廊下のほうに誰
でも使えるトイレが付いていたりすることがありますが、このトイレは男性、女性、バリア
フリースイートの3点付けるのか、バリアフリースイートだけ付ければいいのかといったことも、
建物の規模に応じて、ある程度考えた上で示していく必要があるのではと思いました。

(座長)

- ・ 用途による対応の仕方について、法の中ではバリアフリー客室が1%以上になっていますの
で、それとの整合性の問題なども出てくるかもしれません。

(委員)

- ・ 義務基準や誘導基準を議論していく中で、事業者の投資効果、または事業所のインセンティ
ブがとれるということと誘導基準とセットで位置づけられている現状があると認識していま
す。容積が上乘せできるから誘導基準を獲得するという、ハートビルマークの認証が取
れることで社会的な取組をアピールできるので認証を取るということ、誘導基準というのは
このようなバランスの中で位置づけられているので、それを無視して語れないだろうと感じ
ます。
- ・ また、義務基準というのは、平均値ということではなく、最低基準という認識だと思いま
す。それをしないと建築ができないというような強い規制になりますので、そういう位置づけの
ものを決めるときには、今まで1だったものを急に各階全部に付けるといった乖離があると
ハレーションが起きる可能性が非常にあるのではないかと感じたところです。ロードマップ
の中で基準を段階的に徐々に位置づけていくという中で、今を位置づけるべきと考えます。
- ・ ロードマップをつくるときには、公益性の観点、社会的ニーズが高まっているとか、そうい
ったかなり広い範囲での皆さんの共通理解が必要になってくるはずなので、利用者(当事者)
からどうしても使いたいというようなことと、経済合理性の中でそれがバランスしていくこ
と、そういった観点の中で、理解されて最低基準になっていくのだと思います。今の段階で
はまだそこまで共通理解がされていないという印象を持っております。
- ・ まずは、事業者の投資効果とかインセンティブがもらえるというバランスの中で誘導基準に
適合する事例を増やしていき、「社会が全体的に頑張っている、企業努力をしている、あん

なことをやっている、こんなことをやっている」といった姿を示す。そうやって競争力がどんどん上がっていく中で、望まれる社会のあるべき姿という共通理解が浸透していったときに、初めて厳しい最低基準が1つになったものが2つになる、段階的に上がっていくという順番なのではないかという印象を受けました。

(座長)

- ・ 義務基準は最低基準であり標準ではない、それはおっしゃるとおりだと思います。そして基準の見直しの中での社会性、あるいは国際性といったようなことを睨みながら、様々な法体系も含めて議論をしていることにご理解頂ければと思います。最後にお話がありました共通理解の問題、こちらのほうは、事務局の説明にもありましたが、それぞれの業界の関係者の方々の、設計者も含めた共通の理解の部分が非常に重要になってくるかと思いました。ありがとうございます。
- ・ 本日もたくさんのご発言を頂きました。そろそろ検討WGを収束させて頂ければと思います。基準の問題については様々に関係する部分がありますので、これまでの最低基準、義務基準、建築設計標準の見直しも含めてさらに詰めていかなければいけないと思います。少なくとも今回の基準検討については、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を踏まえて様々な国際的な動向ですとか、あるいはインバウンドの方々の対応ですとか、そういうようなことも含めて共生社会をいかにつくるか。その中でのあるべきバリアフリー基準の見直しという方向性であると認識しております。この後、3回目の議論も含めて、さらにこちらのほうで提案を精査させて頂ければと思います。

(委員)

- ・ 時間がなくて、迷ったのですけれども、サイトラインについて発言させて頂きます。建築確認申請の課題があるというのは理解できました。IPCアクセシビリティガイドが2020年に改正されて、「C値」というサイトライン確保の新しい計算方法、計算式が出ています。それは1つの参考になるのではないかと思います。
- ・ それともう一つ、利用者の立場から言わせて頂くと、コンサート、スポーツ、そういうときに一番盛り上がるときに皆さん立つわけです。立つのは、全然悪くないと思うのですけれども、私たち車椅子の人は全く何も見えなくなって、一番みんなが盛り上がっているところでもすごい疎外感を感じているのです。その状況を何とかしてほしい。一緒に楽しめるように、帰るときに、今日楽しかったねと、健常者の人はみんな言っているけど、おれはちょっと寂しかったなといつも思いながら帰っているのです。そういう状況を何とか変えてほしいという思いで、サイトラインも車椅子の席とセットでぜひ検討して頂きたいと思いました。

(座長)

- ・ 現在の誘導基準の水準をどこで切るかということも含めて、次の会議に提案をして頂くことになるかと思いますが、また途中でも皆様方のご意見を頂くかもしれません。後ほど事務局のほうからご紹介ある追加のご意見も承っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。
- ・ それでは、ここで第2回の検討WGを終了させて頂きます。

3. その他

(事務局)

- ・ 追加意見提出は2週間後の9月14日を〆切とします。
- ・ 次回については、本日の議論を踏まえて、検討を進め、改めて日程などご案内差し上げます。

4. 閉会

以上